

# ギユイエンヌ商業会議所の活動とフランス王国経済政策

——スペイン継承戦争期におけるオランダ船対策を中心に——

君 塚 弘 恭

【要約】 一八世紀初頭、フランス王国では主要都市に経済政策を实行するための商業会議所が設置された。本稿は、ボルドーに設置されたギユイエンヌ商業会議所のスペイン継承戦争期における活動を分析し、商業会議所の活動がボルドーの商取引に与えた影響と会議所が都市の商人社会の中で果たした役割について検討した。第一に、ボルドーの貿易商人たちは、会議所の運営を担い、ボルドーに実施される政策に商人社会の利害を反映させるよう地方長官や財務総監と意見の調整を行った。第二に、会議所は、オランダ船に対する旅券の申請業務を代行し、王権の貿易政策を維持すると同時に戦時下で敵国となったオランダの商人との商取引を維持し、ボルドーの葡萄酒貿易を安定させた。第三に、王権の政策と商人たちの利害が一致しない場合、会議所を中心として商人たちは抗議を行った。つまり、会議所は、ボルドー商人社会にとって王権に対する「抗議の拠点」となったのである。

史林 八七卷六号 二〇〇四年一月

## はじめに

一七〇一年、国王国務会議は、経済政策に関する諮問機関である商務顧問会議（Conseil de commerce）の助言に基づき、「商業に関する特別会議所を設置すること」を決定した<sup>①</sup>。その目的は、経済政策を实行する機構を整備することであった。ボルドーには、一七〇五年に、ギユイエンヌ地方全体の問題を扱う機関として、ギユイエンヌ商業会議所（Chambre de

commerce de Gylzeme) が設置された。ボルドーの商人たちは、特に国際商業のなかで起こる様々な問題について、会議所に持ち込んだ。商業会議所は、解決策を議論し、商務顧問会議や地方長官、財務総監に意見書を提出した。また、スペイン継承戦争期後半からは、市内の小売店における徴税問題や、定期市での免税特権、ボルドーにおける保税倉庫特権についても扱った。その活動は、一七九一年に会議所そのものが廃止されるまで続いた。この一世紀近い会議所の活動を支えていたのは、地方長官とのネットワーク、そして、ボルドー商人社会におけるエリート層の存在であった。

商業会議所についての研究は、重商主義政策とそれに伴う王国経済政策機構の整備という観点から行われてきた。従来、重商主義研究では、政策面に議論が集中し、実行機関への関心は希薄であった。しかし、近年は、「公論」形成の場に対する関心から、一八世紀初頭に設置された会議所<sup>②</sup>について研究が進められている<sup>③</sup>。例えば、シャパーは、一七〇〇年に設置された商務顧問会議における地方都市からの代表者の活動、及び商業会議所について分析し、次のように論じている。主として都市の商人から選ばれた地方代表者たちの積極的な参加によって、会議は、商人と王国官僚とが協力して政策の決定を行う場となった。また、会議所は、代表者の選出や会議への情報提供を通じて、会議の活動を支えた。これらの研究成果により、経済政策の決定過程に参加し、特権によって保護された「自由貿易」を求める商人たちの姿が明らかにされた。しかし、ここでは経済政策機構の統一というところに主眼が置かれるので、会議所はあくまで商務顧問会議の下部組織として位置づけられている。したがって、実務を行う現場の意見を携えた会議代表者の主張については詳細に分析されるが、各都市の会議所の実体については十分に分析されていない。

これに対して、会議所そのものに注目しているのが、商工会議所史の形式で編纂された各都市の商業会議所に関する個別研究である<sup>④</sup>。本稿で扱うギユイエンヌ商業会議所については、ユエード・ロンプが史料を紹介しつつ論じている<sup>⑤</sup>。それによれば、設置当初の会議所は、スペイン継承戦争とそれに伴う国際貿易の危機という背景から、局地的市場においてよりもむしろ、国際貿易において発生する問題を扱った。また、会議所は、実務経験のある貿易商人によって運営される組

織であった。そして、商務顧問会議や特に財務総監に対してボルドーの利害に基づいた意見の提出を行った。これらは、いわゆる「会議所の歴史」を目的としているため、会議所の制度的枠組みについては詳細に記述されているが、諸権力との関係や会議所の存在意義についての分析は十分ではない。しかし、都市の状況や、政策、商業活動の変化にともなう会議所内での議論や王権との関係も変化するはずである。その変化を分析することで、商業会議所という場を商人と諸権力との関係のなかに位置づけ、王国経済政策に働きかける商人たちの戦略を捉えることができる。したがって、本稿における第一の目的は、重商主義政策の決定及び実施過程における商業会議所の役割及びその変化について示すことである。

商業会議所が設置された一八世紀のはじめを扱う場合、スペイン継承戦争を考慮しなければならない。この戦争は、ルイ一四世治世期最大の戦争であり、海港都市の商業活動を一時的に停滞させた。特に、北ヨーロッパ諸地域との商業ネットワークを利用して葡萄酒貿易を展開していたボルドーにおいて被害は深刻であった。従来のボルドー国際商業史研究<sup>⑦</sup>において、一八世紀初頭におけるボルドー国際商業の展開とその意義については十分論じられてこなかった。しかし、一八世紀初頭は、前世紀に形成された商業ネットワークが継承される重要な時代であると同時に、戦争によって、それが破壊される危険があった時代でもある。戦時中の港の問題は国際関係に直接結びつくものであり、この危機を回避するために、王国機関との関わりが不可欠であろう。ギューエンヌ商業会議所を取り上げる意味はここにある。会議所の活動が商業ネットワークと国際貿易の維持にどのようなつながるかを検討することが、本稿の第二の目的である。

以上の諸点をふまえて、本稿では、ジロンド県文書館のギューエンヌ商業会議所文書を分析する。第一章では、スペイン継承戦争勃発に伴うボルドー国際商業の危機と商人たちの対応を検討し、商業会議所が設置される背景を整理する。第二章では、会議所の運営に携わった人々、扱った問題、中央とのネットワークについて分析し、会議所がどのような場として機能したかを論じる。第三章では、スペイン継承戦争下でオランダ船に発行された旅券とそれに関わる会議所の活動を分析し、それが政策とボルドーの商業活動にどのような影響を及ぼしたかを考察する。最後に、第四章では、一八世紀

初頭の活動を通じて、地方における会議所の存在意義の変化について検討する。

- ① Archives Départementales de la Gironde (以下「ADG」略記)、C4251, p. 1.
- ② 設置決定にある商業会議所の中で、マルセイユだけは「都市参事会員や有力商人が中心となつて、一七五〇年に商業会議所が設置された。また、設置決定がある都市全つてに会議所が設置されたわけではない。詳しくは、以下ののちを参照。Lucien Bély, *Dictionnaire de l'ancien Régime*, puf, 1996, pp. 224-226.
- ③ Warren C. Sooville, "The French Economy in 1700-1701: An Appraisal by the Deputies of Trade," *The Journal of Economic History*, Volume 22, Issue 2 (Jun., 1962), pp. 231-252. Pierre Paux, *Les Chambres de commerce et d'industrie*, Paris, 1980. (coll. Que sais-je? n. 1869) David Kammerling Smith, "Structuring Politics in Early Eighteenth-Century France: The Journal of Modern History, French Council of Commerce", *The Journal of Modern History*, Volume 74, Number 3, September 2002, pp. 490-537. 邦語では「以下の文献を参照。東京商工会議所百年史編集委員会編『東京商工会議所百年史』一九九八年。ただし、日本におきつて、西洋経済史研究では、しばしば「モンペリエ期」フランスの商業会議所に関する本格的検討は見られぬ。
- ④ Thomas J. Schaeper, *The French council of commerce 1700-1715*, Ohio, 1983.
- ⑤ 本稿で扱うポルニーゴロウは「Paul Butel (dir.), *Histoire de la Chambre de commerce et d'industrie de Bordeaux des origines à nos jours (1705-1985)*, Bordeaux, 1988. Jean-Auguste Bruals, *Inventaire sommaire des Archives départementales antérieures à 1790*, Archives civiles, serie C.T. III, *Inventaire du fonds de la Chambre de Commerce de Guyenne, Introduction et Documents*, Bordeaux, 1893. 以下の編年記は、同じ次ののちを参照。Joseph Fournier, *La Chambre de commerce de Marseille et ses représentants permanents à Paris (1509-1875)*, Marseille, 1920. Jules Chanaul, *La Chambre de commerce de Toulouse du XVIIIe siècle*, Toulouse 1956. Henri Wallon, *La chambre de commerce de la province de Normandie*, Rouen, 1903.
- ⑥ Christian Huetz de Lemps, "Une naissance dans une conjuncture difficile", Butel, *Histoire de la Chambre de commerce et d'industrie de Bordeaux*, pp. 3-55.
- ⑦ Théophile Malvezin, *Histoire du Commerce de Bordeaux Depuis les origines jusqu'à nos jours*, Bordeaux, 1892. Volume II. Robert Bourruche (dir.), *Bordeaux de 1453 à 1715*, Bordeaux, 1966. Paul Butel, *Les négociants bordelais. L'Europe et les Iles au 18e siècle*, Paris, 1974. Charles Higounet (dir.), *Histoire de Bordeaux*, Toulouse, 1980. (神田慶司編訳『ポルニーゴロウ物語』海鳥社、一九九八年。) Peter Voss, "Hendrich Luekens, marchand allemand à Bordeaux (1661-1722)", Alain Ruiz (dir.), *Présence de l'Allemagne à Bordeaux*, Presses universitaires de Bordeaux, 1997, pp. 31-45. Silvia Marzagalli (dir.), *Bordeaux et la Marine de guerre XVIIe-XXe siècle*, Bordeaux, 2002.
- ⑧ 本稿で用いる「旅券」は、*pasport* の訳語であり、「国王からフランス王国内に入国する或いは出国する際にと与えられる特許状である。その機能や意義は現代のもの異なる。フランス王国の旅券に関する研究は「宮崎揚弘」フランス絶対王政期における旅券の成立」宮崎揚弘編『ヨーロッパ世界と旅』山川出版社、一九九七年。

## 第一章 対オランダ政策とボルドー商人の対応

一七〇一年、商業会議所設置の命令が出された際、それを受けた各都市の反応はかなり消極的であった。この年までに、フランス王国の主要都市には、商事裁判所 (jurisdiction consulaire) や市政体を中心とする商業問題を扱う組織が存在していた。また、中央と直接つながる組織を設置することは、王権の都市特権に対する過剰な介入を許す可能性が高く、都市の商人たちはこれを警戒した<sup>①</sup>。この状況は、ボルドーにおいても同様であった。ボルドーでは、一五六三年に商事裁判所が取引所 (La Bourse) 内に設置され、都市の有力商人によつて担われていた<sup>②</sup>。加えて、運営資金の問題も重要であった。ボルドー市は、既に商務顧問会議代表者のバリ滞在費用として年間六〇〇〇リールを支給していた<sup>③</sup>。このような理由から、一七〇四年までの三年間、ボルドーの商人たちは、国務会議にも商務顧問会議にも全く返答を出さなかった<sup>④</sup>。以下では、会議所の設置に消極的であったボルドーが、その設置決定を受け入れる背景を探っていく。

国王は、一七〇二年五月初め、スペイン継承戦争の激化を背景として、フランス王国内の諸港に滞在するオランダ船を退去させる命令を出した。同時に、オランダ船及びイングランド船がフランス諸港へ入港することを禁じた。この政策の意図として、次の二点をあげることができるだろう。第一にオランダの大西洋における覇権を打破し、生産から輸送に至るまで独占しようとする経済的意図である。第二は、工業地域であるネーデルラントを確保しようとする戦略的な意図である。

中世以来、ボルドーは、北ヨーロッパ諸地域と商業ネットワークを築き、活発な商取引を行ってきた<sup>⑤</sup>。一七世紀において北海、バルト海貿易の主役となったオランダ商人との関係は特に重要であった。ユエード・ロンプによれば、一六九九年から一七〇〇年の一年間でボルドーを出港してフランス国外に向かった船舶のうち六二パーセントがオランダへ向かっている<sup>⑦</sup>。また、その商品は主として葡萄酒であった<sup>⑧</sup>。そして、この貿易はボルドーで艀装された船舶を前面地へ送るもの

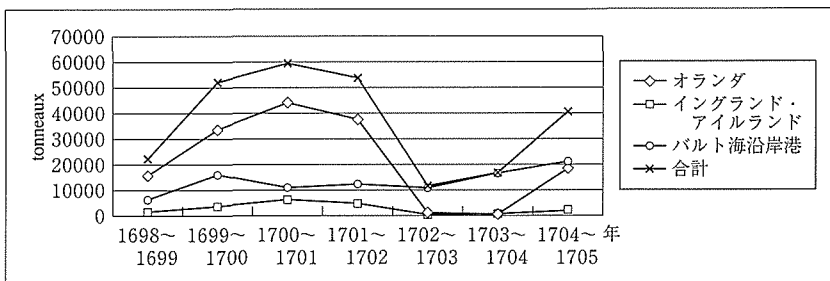


図1 葡萄酒輸出货量と輸出先（1698年～1705年）

出典 Huetz de Lemps, *Géographie du commerce de Bordeaux*, pp. 46-47.

ではなく、ポルドーに移住して仲介業<sup>⑨</sup>を営んでいる商人を通じて主にオランダから来航する船舶に葡萄酒を販売する、いわゆる受動貿易であった。<sup>⑩</sup>したがって、北ヨーロッパ諸地域、特にオランダとの貿易にその商業活動の多くを負っていたポルドーは、このオランダ船来航禁止令によって大きな打撃を受けた。図一に示したグラフを見ると、一七〇二年にオランダとの取引がなくなり、総取引量もほぼゼロに近いことがわかる。<sup>⑪</sup>ポルドーの商務顧問会議代表者フェヌロンは、会議でポルドーの状況を訴えた。それを受けて、国務会議は、一七〇三年七月、九月、一七〇四年三月に、中立国であるスウェーデンとデンマークの船舶について、積み荷税の免除と旅券発行を、<sup>⑫</sup>アイルランド船とスコットランド船に旅券の発行を決定した。しかし、バルト海周辺諸港との貿易は、オランダ船の不在という危機的状況を打開するにはほど遠いものであり、ポルドーの危機的状況は一七〇四年になっても改善されることはなかった。

一七〇四年、葡萄が豊作となり、ポルドーの葡萄酒生産量が回復したが、オランダとの取引はまだ回復しておらず、港には売れ残りの葡萄酒があふれ、経済危機は深まっていた。<sup>⑬</sup>ギエイエンヌ地方長官ラブルドネは、一七〇四年四月一二日付けの財務総監への書簡の中で、ポルドーの様子を次のように述べている。「閣下、葡萄酒が多くを占めるポルドー徴税区で税の徴収が著しく困難になっております。葡萄酒が、ほとんど売れませんので、人々にはタイユとしてあるいはそれに付随する税として納める源になる収入が無いのでございます。」<sup>⑭</sup>葡萄酒貿易が振るわないとい

う事態は、ボルドーにおける税収の減少につながった。それは、戦争資金の増大のために財政難にあえいでいた王国にとって大きな痛手であり、貴金属貨幣を獲得して財政を立て直そうとする重商主義政策に反するものであった。フェヌロンは、会議でボルドーの状況を訴え、フランスとの取引を望むオランダ船に旅券を発行し、それを持つ船舶については入港を許可するよう強く求めた。加えて、ナントやその他の国際商業都市の商人たちからも同様に、オランダ船への旅券発行要求が出された。⑩一方、このフランスによるオランダ船排斥政策によって被害を被っていたのは、ボルドーをはじめフランス側だけではなく、オランダも同様であった。オランダは、一七〇四年にイングランドとの関税同盟を拒絶し、フランスとの貿易を望む姿勢を示した。この姿勢を見て、財務総監シャミヤールは、商務顧問会議の主張を受け入れ、オランダ問題について前向きに検討するよう國務會議に指示した。

オランダ船問題が、國務會議、商務顧問會議で前向きに検討されるようになる、商業會議所設置に対するボルドー貿易商人たちの態度が変化する。一七〇一年の命令を実行すべく、一七〇四年九月五日、商事裁判所の首席判事（*Procureur*）の呼びかけで、ボルドーに在住する貿易商人たちは取引所に集まり、會議所設置に関する集会を開いた。⑪そして、ボルドーにとって利点のある會議所をどのように設置するか議論し、その設置を議決した。彼らは、王権の市場介入を受け入れる代わりに自らの利害を政策に反映させ、オランダ船との取引再開を急がせようとしたのである。また、かねてより懸念されていた會議所の運営資金問題は、一六九七年の國務會議決定によって国王からボルドーの商人及び職人組合に毎年支給される四〇八六リヴルをもとにして運営することでひとまず解決した。⑫この議決は、國務會議に送られ、一七〇五年五月二六日に會議所設置に関する勅令が正式に出された。

さて、商業會議所設置を受け入れる決定がボルドーで出された後、オランダ船に対するフランス国王の態度は好転する。国王は、それまでの反オランダ船政策を変え、一七〇四年一〇月、オランダ船に旅券を発行することを決定した。⑬そして、旅券を備えているオランダ船に限り、フランスの海港都市に來航することを許可したのである。旅券制度がオランダ船に

適用された結果、一七〇四年から、ポルドーの葡萄酒取引は再び活発化し、ポルドーの葡萄酒輸出量は、一七〇四年、一七〇五年で大きく増加し、スペイン継承戦争勃発前の水準まで回復した。<sup>⑧</sup>

ポルドーの貿易商人たちがオランダとの取引再開をどれくらい待ち望んでいたかは、一七〇五年九月八日に、商業会議所評議員が財務総監に送った、次のような書簡の中に見ることができるといえる。「偉大なる閣下、あなたは、私どもの商業に今までにない利益を与えてくださいました。それは、葡萄酒や蒸留酒、その他の食料品の取引に来る敵国であるオランダの船舶に対する旅券発行を認めてくださったこととございます。これも、すべて陛下の税収を増やすためでございます。私どももほっとしております。」<sup>⑨</sup>冒頭から続く感謝の言葉からは、旅券の発行がポルドーの利害にかなうものであることを示している。また、この書簡から、旅券発行を決定した王権の意図も読み取ることができるといえる。商業会議所は、この國務會議決定が、税収を増やすという政策に反していないことを強調している。ここから、王権が求めているのは、収入の増加であるとわかる。つまり、旅券を発行する王権の政策には、貴金属貨幣獲得というコルベール以来の政策目的が反映されていると言えよう。

ギユイエンヌ商業会議所の設置決定は、このようなポルドー国際商業の危機的状況の中で、貿易商人たちによって受け入れられた。その代わりに、彼らはオランダ船への旅券発行という政策を実行させた。これは、王国統治機構の一つである会議所の設置を認め、王権から有利な政策を引き出そうとするポルドー商人たちの戦略が成功したことを示している。<sup>⑩</sup>このように、オランダ船をめぐる諸問題を背景にして設置された以上、会議所の活動が対オランダ政策に密接に関わることは必然であり、会議所は設置当初から重商主義政策の問題に関わることになる。

⑧ 設置要請を受けた都市の中で、ナントとサン＝マロは、要請を受け入れなかった。そのため、ナントは一七一九年まで商業会議所が設置されず、また、サン＝マロには、一八世紀を通じて、商業会議所が存在しなかった。例えば、サン＝マロにおいては、都市の貿易活動に関

してはマゴン (Magouan) 家という一族がほぼ独占的に引き受けていたのだが、その状態が会議所の活動によって壊れるのではないかと、う恐れがあった。つまり、サン＝マロの商人たちは、商業会議所を設置すれば、王国官僚の都市に対する支配が強まることになるかと判断し、



- 設置を拒絶したと考えることができる。サン＝マロの有力商人であるマロン家に関しては、次の文献に詳しい。André Lespagnol, *Messieurs de Saint-Malo Une élite négociante au temps de Louis XIV*. PUR, 1997. また、邦語では次のものを参照。服部春彦「一七・一八世紀貿易商人の世界」服部春彦・谷川稔編『フランス史からの問い』山川出版社、二〇〇〇年、七四―九八頁。
- ② Brutails, *Inventaire sommaire des Archives départementales antérieures à 1790*, p. 8. 構成員に関しては、第二章について検討するのでそれを参照する。
- ③ Huetz de Lemps, "Une naissance dans une conjuncture difficile", p. 6.
- ④ *Ibid.*, p. 7. 尚、ホルドールの商務顧問会議代表者は「実務経験者であり都市参事会メンバー」(Jurade)の評議員 (Jura) であるフェヌロンという人物によって務められていた。
- ⑤ Higonet, *op. cit.*, pp. 85-87. ホルドールを含むアキテーヌ地方がイングランド領になった際、イングランド王からホルドールに、北ヨーロッパへの葡萄酒販売特権が与えられた。そのため、北ヨーロッパとの商業ネットワークが中世に形成された。
- ⑥ 高村象平「ハンザの経済史的研究」筑摩書房、一九八〇年、二〇三頁。ズンド海峡の通行権をデンマークから獲得した後、オランダの海運力は、ハンザ諸都市を上回るようになり、北海・バルト海貿易で独占的地位を果たすようになる。
- ⑦ Huetz de Lemps, *Géographie du commerce de Bordeaux à la fin du règne de Louis XIV*, Paris, 1975, pp. 26-27.
- ⑧ 例えは「一七〇〇年におごべホルドールを出港した船舶の積み荷のうち約六四パーセントが葡萄酒であった。」*Ibid.*, pp. 42-44.
- ⑨ 本稿において用いる「仲介業」「仲買業」は、単に品物の売り買いの間に立つて世話をする業務を意味してはいない。輸出先の情報を収集し、それに基づいて商品を集荷し、倉庫に貯蔵し、あるいは再輸出する、中継貿易に関わる業務について意味している。
- ⑩ 玉木俊明「ズンド海峡関税台帳」前編「一五六〇年―一六五七年」『文化学年報』第四一輯、一九九二年、一四三―一四五頁。アムステルダムに持ち込まれた商品は、そこから、オランダ商人によって北海・バルト海沿岸地域へと再輸出された。また、玉木がズンド海峡を通行する船舶について記録された関税台帳を用いて作成した、バルト海に商品を輸送した船舶の船籍と商品についての表によれば、バルト海地域での葡萄酒の輸送は、平均して三割近くオランダ船が行っている。
- ⑪ ホルドールに移住して仲介業を営んだオランダ商人については、Butel, *Les Dynasties Bordelaises. De Colbert à Chaban*, Perrin, 1991.
- ⑫ また「一七〇二年から一七〇三年にかけては、葡萄が不作であり、葡萄酒生産量が減少し、この不作は、ホルドールの経済不況に追い打ちをかけた。ホルドールの市民特権を保有する商人たちは、葡萄酒販売特権を活かしたオランダ商人との葡萄酒取引が妨げられただけでなく、葡萄酒生産量自体の減少によって二重の被害を受けた。Huetz de Lemps, "Une naissance dans une conjuncture difficile", p. 12.
- ⑬ ADG, C4251, pp. 18-19.
- ⑭ Huetz de Lemps, *Géographie du commerce de Bordeaux*, p. 67.
- ⑮ Huetz de Lemps, "Une naissance dans une conjuncture difficile", p. 12. 本文中の引用史料から再引。
- ⑯ *Ibid.*, p. 12.
- ⑰ Smith, *op. cit.*, p. 506.
- ⑱ ADG, C4251, p. 1. [ギユイエンヌ商業会議所設置勅令前文]
- ⑲ *Ibid.*, p. 2.
- ⑳ Smith, *op. cit.*, p. 507.

②① 先に示したポルドーの葡萄酒輸出を示す図を見ると、旅券発行によつてオランダ船との取引が再開され、輸出货量が大きく増加していることを読みとれる。

②② ADG, C4260, pp. 4-5. [財務総監への書簡]

②③ 商業会議所の評議員たちは、財務総監に一七〇四年商人集会決議を

伝え、商人たちと王権との間を取り持った地方長官に対し、次のような感謝を述べている。「評議員たちは、(議題について話し合う前に)、ラブルドネ氏(地方長官)に対して、商業会議所設置を命じる國務会議決定が、会議所にもたらされたことについて、感謝した。」

ADG, C4251, p. 6.

## 第二章 商業会議所執行部

ギユイエンヌ商業会議所の実体を分析するにあたり、まず、その構成員を確認しておく。会議所の運営を実際に担うべき人々について、設置勅令の第一条は、「商事裁判所の現職(en charge)の首席判事(juge)と二人の商事裁判官(consuls)、六人の貿易商人」と定めている。また、第二条には、会議所運営のために選ばれる六人の貿易商人が評議員(hiltechen)と呼ばれることが記されている。商事裁判所首席判事と裁判官、及び評議員、あわせて九人が、会議所の運営を行う執行部である。

次に、それぞれの役職がどのような商人によって担われたかについて確認する。首席判事と二人の商事裁判官は、取引所内に一五六三年に設置された商事裁判所の現職首席判事と現職商事裁判官によって担われていた。ユエード・ロンプによれば、商事裁判所の構成員は、「ポルドー市民権を持つ商人」から選出された首席判事と商事裁判官二人であり、彼らが運営主体となっていた。この「ポルドー市民権を持つ商人」層というのは、ポルドーに在任し、しかもかなり富裕な貿易商人であった。④ 実際、一七〇九年における納税者リストでは、市民権を持つ商人層は、高等法院判事や大貴族に次いで第二位のグループに属していた。したがって、商事裁判所の首席判事や商事裁判官は、ポルドーの商人たちの中でも、かなり限られた層から選出されたのである。⑤

評議員は、設置勅令第五条に選出規定があり、それに従って一七〇四年の第一回選出会議では、商事裁判所首席判事及

び裁判官経験者二〇人が集められ、その中から六人選出された。<sup>⑧</sup>つまり、評議員に選出された人々は、主席判事や商事裁判官と同じグループの人々だとわかる。設置勅令第六条と第七条には、翌年以降の評議員選出について定められている。それによれば、評議員選出のために現役評議員と元評議員、商事裁判所の旧首席判事及び旧商事裁判官から構成される二〇人の選挙人が召集されることになっている。<sup>⑩</sup>したがって、会議所は、ボルドーの市民権を保有する有力商人による寡頭支配のもとで運営されたのである。

商業会議所における会議は、週一回、主席判事と商事裁判官の主宰で行われた。<sup>⑪</sup>会議所評議員たちは、ギユイエンヌ地方方少くともボルドーの商人たちによる商業問題に関する意見を受け取り、会議にて財務総監に送るものを吟味した。<sup>⑫</sup>評議員の権限については、設置勅令第一二条で次のように述べられている。「当該の商業会議所に提出されていない、あるいは、会議所における議論を経ていない商業問題についての見解が採用されることはない。」<sup>⑬</sup>したがって、評議員たちに認められない商業問題に関する意見は、取引所内に設置されていた商事裁判所においても扱われないし、他の機関においても扱われる可能性はないということになる。<sup>⑭</sup>このように、商業問題を議論する組織として強い権限を与えられたため、結果として会議所は商業に関わる様々な問題を扱うことになった。表一を見ると、商業会議所評議員の扱った問題が、個々の商人の取引に関する問題、旅券発行についてなど国際商業から発生するもの、正貨不足の問題、定期市における免税など、多岐にわたっていることがわかる。しかし、このように多くの問題を扱ってはいるが、ほぼ市域内、あるいは国際商業の問題を含めて取引所で起きる問題に限られているという点では共通している。また、国際商業について限つていえば、主に北ヨーロッパ諸地域との貿易に関するものである。では、なぜ北ヨーロッパに関する問題が集中して扱われたのだろうか。次に、会議所がこのような問題を扱った背景を検討する。

一七〇五年に評議員に選出された貿易商人のうちビュテルの<sup>⑮</sup>研究に依拠してロッシュ、リバイユ、セージュの三家に関してその商業活動を確認する。まず、セージュ家は、商人-造船業者 (marchand-constructeur) として、葡萄酒貿易や植民

表1 初期商業会議所例会（1705年7月～12月）

月	日	主な議題
7	4	評議員選挙
	9	定期市免税特権維持
	16	納税問題
	23	定期市免税特権維持
	30	定期市免税特権維持
8	6	商事会社利害
	13	商事会社利害
	20	他都市への書簡作成
	27	正貨不足問題
9	3	中立国船との取引
	10	植民地への生活必需品供給
	17	保険問題
10	24	旅券発行申請手続き
	1	保険問題
	8	オランダ船への旅券発行
	15	オランダ船への旅券発行
	22	旅券発行申請手続き
11	29	旅券発行申請手続き
	5	私掠船対策
	12	私掠船対策
	19	納税問題
12	26	私掠船対策
	3	硬貨発行問題
	10	鯨ひげ持ち込み問題
	17	硬貨発行問題
	24	商業問題
31	関税問題	

出典 ADG, C4251, pp. 5-28.

地貿易など様々な商業活動に従事するとともに、造船業者としてポルドーの特権貿易会社に船を提供した<sup>⑩</sup>。その一人フランク・セージユは、北ヨーロッパとの取引のため船舶を艀装し、一六八〇年ハンブルクへ向かわせている。また、ロッシユ家は、後に評議員を務めることになるメルスイエ家とともに、一六六〇年に会社を作っていて、その資本は七万リヴルにのぼっていた<sup>⑪</sup>。そして、その資本を活かしながら、植民地貿易や北ヨーロッパ諸地域との葡萄酒貿易に従事した。リバイユ家は、特に北ヨーロッパとの関係が強く、バルト海沿岸地域から木材を買い付け、葡萄酒を販売する商取引を行っていた。一六八八年に「木材の取引を一〇年以上行っている」と商事裁判所で証言している<sup>⑫</sup>。このように、会議所は、北ヨーロッパと強い商業ネットワークを持つ貿易商人によって運営された。したがって、必然的に北ヨーロッパ諸地域との商業に関するものが会議所で多く検討されるようになったのである。

さて、これまで商業会議所について、議論の場としての側面に着目して述べてきた。他に、会議所は、商人たちの利害を王国経済政策に反映させる役割を担っていた。そして、このために評議員は、三つのルートから王権に商人たちの意見を提出した。

一つは、設置勅令第一一条の後半で、「評議員たちは、商業の利益のために必要と考える意見表明を、財

務総監に対して行うことができる」と述べられているように、直接、財務総監に意見を提出する方法である。評議員たちは、ギユイエンヌ地方商人の利益を守るためなら、国務会議における最高権力者に対して直接請願する権利を与えられていた。そして、実際に、この権限にしたがって、国務会議に商業問題に関する記録簿を送り、財務総監との間で頻繁に書簡のやり取りを行った。

二つ目の方法は、ギユイエンヌ地方長官を通じたやり取りである。ギユイエンヌ地方長官は、まず、商業会議所の運営を指導する立場にあった。例えば、設置勅令には、地方長官の会議における役割について次のように述べられている。「ギユイエンヌ地方長官は、会議所の会議に出席することができる。そして、必要と思われる際には、会議で議長を務めることができる。」<sup>②①</sup>地方長官は、このように、会議に出席する権利を持っていて、また、彼が必要と判断すれば、議事を進める議長の役割を果たすことができた。一方で、地方長官は、旅券や定期市の問題、正貨不足の問題に関して、会議所と意見交換を行った。<sup>②②</sup>例えば、一七〇五年の正貨不足問題に関する両者のやり取りについて見てみたい。「評議員たちは、正貨不足とパリでの手形取引の困難さという無秩序な状態を改善する方法について、地方長官閣下と話し合うよう、コマン氏とバレイル氏に依頼した。そして、二人は、地方長官が彼らに述べた次のことを会議所に報告した。すなわち、無秩序状態について真剣に熟考し、それについてすぐに大臣に書簡を書いたこと。そして、この訴えを続ける必要があると考えていることである。」<sup>②③</sup>この史料から、正貨不足のような地方全体や王国全体の問題に関わることについては、まず、地方長官と会議所評議員との間で意見交換が行われ、続いて、地方長官と財務総監との間で意見調整が行われたことがわかる。そして、財務総監側から会議所評議員に返信が送られる場合、地方長官を通して行われた。<sup>②④</sup>会議所、地方長官、財務総監の三者それぞれの間で行われた意見調整の結果が、商人に対して示された回答になっていたのである。ユエードロンプは、植民地貿易に参加する旅券をオランダ船に与えることをめぐって、一七〇八年に会議所と地方長官の意見がくい違ったことを指摘しているが、これは、まさに両者が意見調整をしていたことを示している。

最後は、地方代表者を通じて会議に訴える方法である。代表者フェヌロンは商務顧問会議で決定された事柄を会議所に書簡で伝え、その結果、ボルドー商人たちは、中央の状況を詳しく知ることができた。また、フェヌロンは、ただ会議所と商務顧問会議の間をつないでいただけではなく、会議所の活動に対して、彼なりの助言を行った。正貨不足や定期市の問題、旅券問題や植民地貿易の問題<sup>②</sup>など、ほぼ会議所が扱う全ての問題について、彼は助言を行い、国王や國務会議の意図を伝えた。つまり、フェヌロンと評議員の間でも意見調整が行われていたのである。フェヌロンは、評議員との意見調整を行い会議所の活動を支えるとともに、会議所と商務顧問会議とを接続させ、会議所に地方代表者を通じた商務顧問会議とのネットワークを提供した。そして、評議員から提出された意見をもとにして、会議における活動を行った。フェヌロンと会議所との関係は、相補関係にあったと考えて良いだろう。

ギユイエンヌ商業会議所は、当初からボルドーの有力商人たちの意見を反映させて設置に至った。それは、組織の構成員に反映され、会議所はボルドー市民権を有する伝統的な有力商人家系を代表する組織となった。運営に携わった商人たちは北ヨーロッパ地域と強い商業ネットワークを有していた。その結果、会議所は、北ヨーロッパとの商取引に関わる問題を多く扱うことになった。国際商業に関わる問題は、都市の商人だけでは解決できないものであり、これを解決するために会議所は王権とのネットワークを利用した。財務総監、地方長官や商務顧問会議代表者との意見調整を通じた中央とのネットワークを築き、ボルドーに関わる政策形成に影響を及ぼす存在となった。したがって、会議所は、商人たちの商業ネットワークと王国機関がつながる場であると同時に、事実上、ボルドーに対する経済政策が論じられる場でもあったのである。

① ADG, C4251, p. 2. 「設置勅令第一条」

② *Bely, op. cit.*, pp. 327-329. 商事裁判所に関する項目を参照。また、

一六七二年以降は、年齢制限が設けられ、判事は四〇歳以上、商事裁判官は二五歳以上であった。

③ ボルドー市民権は、市政体であるジュラードから与えられ、その記

録によれば、ボルドーで市民権を得るためには、五年以上ボルドーに居住していなければならなかった。Roland Mousnier, *Les institutions*

*de la France sous la monarchie absolue, 1598-1789*, T. 1, Paris, 1990.

- p. 439. また、ブスーによれば、一八世紀初頭におけるホルドールの市民権保有者は、約九割がホルドール出身者であった。Jean-Pierre Pousou, *Bordeaux et le sud-ouest au XVIIIe siècle*, Paris, 1983, p. 141.
- ④ ホルドール市民権を得るためには、居住期間に加え、一五〇〇リヴル以上の家をホルドール市で所有していなければならぬと、こう決まっていた。Ariste Ducannès-Duval, *Inventaire sommaire des registres de la Jurade*, Bordeaux, 1901, p. 445.
- ⑤ Bourruche, *Bordeaux de 1453 à 1715*, p. 477.
- ⑥ ムニエは、アンシャン・レジーム期末期において、ホルドールに居住していた約一〇万の人々のうち、市民権を保有していたのは、約五〇〇〇〜六〇〇〇人であったと述べている。Mousnier, *op. cit.*, p. 439.
- ⑦ ADG, C4251, p. 2. [設置勅令第五条]
- ⑧ *Ibid.*, pp. 5-6. [七月四日評議員選出記録]
- ⑨ *Ibid.*, p. 3. [設置勅令第六条、第七条]
- ⑩ ただし、現役の評議員と元評議員とを二〇人に達すれば、もはや商事裁判所の旧首席判事と旧商事裁判官は選出のための会議に招集されることがなくなる。
- ⑪ *Ibid.*, p. 2. [設置勅令第三条]
- ⑫ *Ibid.*, p. 3. [設置勅令第一一条]
- ⑬ *Ibid.*, p. 2. [設置勅令第二一条]
- ⑭ 例えば、一七〇五年、評議員たちは、ホルドールで活動する貿易商人リユトケンスから会議所へ提出された、徴税特任官によって商品が差
- し押さえられて被害を受けているという訴えを議論し、王権側の利益になるか、しなくてはホルドールの利益になるかを考慮したうえで、棄却した。 *Ibid.*, p. 24.
- ⑮ *Ibid.*, pp. 5-6. [七月四日評議員選出記録]
- ⑯ Batel, *Les dynasties bordelaises*, pp. 60-61. 一八世紀半ばには、高等法院裁判官を輩出した。
- ⑰ *Ibid.*, p. 59.
- ⑱ Batel, *Vivre à Bordeaux sous l'Ancien Régime*, Bordeaux, 1999, p. 150.
- ⑲ ADG, C4251, p. 3. [設置勅令第一一条]
- ⑳ *Ibid.*, p. 2. [設置勅令第四条]
- ㉑ *Ibid.*, p. 6.
- ㉒ Huetz de Lemps, "Une naissance dans une conjuncture difficile", p. 41.
- ㉓ ADG, C4251, p. 11.
- ㉔ *Ibid.*, p. 12.
- ㉕ Huetz de Lemps, "Une naissance dans une conjuncture difficile", p. 42.
- ㉖ 一七〇五年における財務総監や海軍卿と商業会議所とのやり取りに多く関わっている。

### 第三章 旅券制度と国際商業の維持

商業会議所は、スペイン継承戦争下におけるオランダ船問題の中で設置された。したがって、表一を見れば明かだが、

この問題の解決策であったオランダ船への旅券に関わる問題が活動初期における主要な議題になるのは当然であった。ここで、特に問題とされたのが、私掠船対策だった。なぜなら、旅券がオランダ船に発行され、オランダ船が多数来航するようになると、以前にも増してスペインの私掠船がビスケー湾で活発に活動するようになったからである。

一七〇五年九月八日、商業会議所評議員は、財務総監への書簡の中で、旅券発行についての謝辞に続いて、次のように苦情を述べている。「カトリック王（スペイン王）陛下は、艤装業者への命令（Decreto）によって、臣民に、すべての敵国船を捕らえるように命じられました。人々は、すでに、積み荷を積んだオランダ船を待ち受ける私掠船を私どもの海岸、特にポルドーの河へ送る準備をしております。何人ものフランス貿易商人が、オランダ船への旅券を望んでおります。もし、スペイン国王の命令が停止されなければ、私どもは、食料品を販売するために唯一残された方法を奪われることをございましょう。」<sup>①</sup>この訴えは、私掠船からの安全保障問題について述べたものである。そして、私掠行為が、ガロンヌ川河口で行われる限り、大西洋からオランダ船はポルドーに入港できない。そうなれば、葡萄酒の輸出ができなくなり、再びポルドーの国際商業は危機に瀕することになる。したがって、葡萄酒取引が本格化する一〇月までに、オランダ船への旅券を緊急に発行してもらう必要があった。評議員たちは、商務顧問会議でも問題を取り上げてもらうために、フェヌロンに対して私掠船問題に関する次のような書簡を送った。「国王陛下が今年オランダ船に認めてくださった旅券は、依然として、私どもの地域にあまり貢献しておりません。もし、スペインの私掠船がフランス国王の旅券を持ったオランダ船を拿捕するなら、私どもはスペイン王室の命令について考えられずにはいられません。私どもは、財務総監閣下に（私掠船の件について）請願申し上げることが義務であると信じております。」<sup>③</sup>

こうして、旅券を持つオランダ船の安全保障及び、旅券発行の必要性を財務総監とフェヌロンの双方に訴えた。そして、この旅券の緊急発行は、次のような旅券申請手続きの整備に関する要求につながった。「もし、オランダ船への新しい旅券を認めさせることができるならば、閣下、私どもの貿易商人は、国王陛下がお望みになる保証書を船の来航する港で受



け取るようにお命じくださいますことを、あなた様に、強くお願いいたします。」<sup>④</sup>

一七〇五年九月一日、ギュイエンヌ商業会議所評議員に対し、八月一日に出された旅券に関する王令が財務総監ンヤミヤールから送られた。<sup>⑤</sup> 王権は会議所に旅券発行の仲介することを正式に認めたのである。九月二四日、フェヌロンから送られた申請書手続きに関する詳細を記した書簡は、次のような文で始まっている。「国王陛下は、貴殿らの仲介によつてなされた貿易商人からの要求、すなわち、旅券の申請を貴殿らの手で行うという要求を認めてくださった。」<sup>⑥</sup> これは、貿易商人たちの要求が認められた結果、会議所が旅券発行申請の管理を任されたことを示している。つまり、貿易商人たちは、王権側が用意した旅券制度というフランス王国の対外政策に直接関わるような制度に対して、会議所という機関を通じて参加する権利を獲得したのである。

オランダ船に対する旅券は、一七〇四年に許可されてから一七一〇年に廃止されるまで継続される。そして、旅券の申請は、次のような手順で行われた。まず、旅券発行を要求する貿易商人は、「船長名、船名、積載量、出港地名、積んでいる商品名」を記した覚書を商業会議所評議員に提出する。この覚書を受け取った会議所は、そこに書かれている内容を検討しなければならなかった。内容の検討について、フェヌロンは次のように述べている。「貴殿らは、覚書を検討し、王国内への持ち込みが許可されていない商品、或いは、必要としない商品を拒絶しなければならないのです。」<sup>⑦</sup> このように、覚書で輸入対象外、あるいは、ポルドー商人が必要としない商品が記されている場合、会議所評議員は申請手続きを拒否することができた。つまり、ポルドーに持ち込まれる商品の管理を任されていたのである。また、貿易商人たちは、この覚書に、旅券を受け取った船舶がポルドーを出港した後に向かう港名も記載することを義務づけられた。会議所評議員は、旅券申請を行う船舶が、ポルドーを出港した後に向かう港名も記載することを義務づけられた。申請を拒否しなければならなかった。覚書に書かれた内容全てに目を通した後、手続きにおける次の段階に移る。それは、フェヌロンによれば、次のようなことである。「貴殿らは、貿易商人が保証として提示する申請書（*submission*）を与え、受け取らね

ばなりません。ボルドーに出入港する船舶の保証をするためにです。<sup>⑧</sup>一七〇五年九月、フェヌロンは、旅券発行申請手続きを行う際の注意書きとともに、申請書台紙を同封し、それに必要事項を記入させるように会議所評議員に対して指示している。それに従って、旅券発行を申請する貿易商人たちは、覚書に記載した内容と同じ内容を記入した申請書を二通作成し、評議員に提出した。それを受け取った評議員は、再び、内容を確認し、記録簿をつけた後で、次のようなフェヌロンの指示に従って、中央に覚書と申請書を送った。「覚書と申請書をパリにいる（商務顧問会議）代表者に忘れずに送ってください。そうすれば、代表者の秘書が代表者の意見を添えて、報告書に覚書と申請書を記録し、ダグソー閣下（商務顧問会議議長）に提出するでしょう。貴殿の代表者は、旅券発行を容易にすることでしょう。」<sup>⑨</sup>

では、具体的に旅券申請が行われ旅券が発行される過程を見てみよう。一七〇五年一月五日の商業会議所議事録には、ボルドー在住の貿易商人トーマス・クロックから申請書を受け取り、それを商務顧問会議地方代表者に送ったことが、次のように記されている。「会議所は、クロック氏から、オランダ船一隻の旅券を得るための覚書と申請書を受け取った。

そして、それを次週土曜日にビエクール氏<sup>⑩</sup>に送ることを議決した<sup>⑪</sup>。ここで、わざわざ「議決した」と書かれているということは、申請書の内容についてこの日に行われた会議で評議員たちが検討したことを示している。また、旅券発行申請を会議所に行ったクロックは、一七〇〇年にボルドーに定住したオランダ出身の貿易商人である<sup>⑫</sup>。つまり、旅券の申請を行ったのは、旅券を必要としている船舶の船長ではなく、ボルドーで仲介業を行っている貿易商人によって行われていた。旅券獲得のために、オランダ商人たちは、ボルドーとの間で築いてきた商業ネットワークを利用していたのである。<sup>⑬</sup>

また、商業会議所は、申請手続きに関する業務を行うだけでなく、旅券発行が遅れた場合などに貿易商人から持ち込まれる苦情を受け取り、それに対応する活動も行っていた。例えば、一七〇五年の議事録には次のような事例が記されている。「クロック氏は、ジェラルド・ローリング氏を船長とする、〈アムステルダム<sup>⑭</sup>のセレス (La Ceres d'Amsterdam) 号〉、三〇〇トンのための旅券を得るために作成された九〇〇〇リーヴルの申請書を確認するよう会議所に要請した。会議所は海

軍主席特任官（*commissaire ordonnateur de la Marine*）であるロンバル氏が旅券を受け取るのを待つて、彼（クロック）に同様の申請書を要求した。それについて、ピエクル氏に書簡を送ることを議決した。<sup>⑭</sup>一七〇五年一月五日、クロックからの旅券催促を受けて、旅券発行手続きを再度行い、ピエクル氏に次のような報告を行った。<sup>⑮</sup>「私どもが、先月一七日に商務顧問会議代表者殿宛に送らせていただきました書簡は、失われてはいません。それは、いずれかの通信吏（*Commis de la poste*）の手に、しつかりと保たれているでしょう。なぜなら、それは全くどこにも持ち込まれていないからです。そして、旅券のためにクロック氏が提出した二通の旅券申請書を取り消させてください。そのうち一通はロンバル氏に送られました。」<sup>⑯</sup>会議所を通じて旅券を得たクロックは、オランダ船との葡萄酒の仲介業を果たした。その結果、旅券制度を利用することによって、クロックが北ヨーロッパ諸地域との間に築いた商業ネットワークは維持された。<sup>⑰</sup>ポルドーの貿易商人たちは、旅券制度を利用することで、スペイン継承戦争期における商業ネットワークとそれを通じての商業活動を維持したのである。また、クロックは、戦時期を通じて活動を拡大しており、<sup>⑱</sup>旅券制度の維持は、北ヨーロッパとのネットワークを維持しただけでなく、むしろ強化したのである。

次に指摘するのは、旅券を備えたオランダ船が拿捕された場合の商業会議所の対応、すなわち私掠船に対する対応である。例えば、一七〇五年九月八日に会議所評議員がフェヌロンに送った書簡には、「ラブルドネ閣下、海事裁判所判事閣下、海軍特任官閣下が、ポンシャルトラン卿にこの件（スペインの私掠船）について書簡を書きました。」<sup>⑲</sup>と、書かれており、私掠船問題が、地方長官や海軍まで関わる大問題であったことを示している。会議所は、旅券を持った船舶が拿捕された場合、財務総監に対して船舶の解放願いを提出した。

一七〇五年九月一九日、ガロンヌ河口で拿捕された二隻のオランダ船について、解放交渉をするよう財務総監に訴えた。<sup>⑳</sup>しかし、財務総監をはじめ王国官僚たちは、同盟国スペインに遠慮してかこの問題に対応しなかった。オランダ船解放のために力を尽くしたのは、ギユイエンヌ地方総督であった。会議所は、地方総督が拿捕されたオランダ船解放のために果

たした役割について、一七〇五年二月五日の議事録に次のように記している。「ボルドーの貿易商人ムノワール氏は、彼が將軍 (Marchal) 閣下に行つていただいた巡察について報告するために会議に出席した。その巡察は、國王の旅券を備え、エマ氏とブジョル氏のためのブルディオン (bourdillon) を積み、ビスケー湾で拿捕されたオランダ船について行われた。將軍閣下の權威のおかげで、フランス國王の旅券を備えた敵国船上で獲つた商品をすべて返却するように命ずるスペイン王令が期待される。ムノワール氏は、會議所に、將軍閣下がエマ氏とピュジョル氏にすべての保護を約束したという好ましい内容を報告した。會議所は、將軍閣下の下に謝辞を述べるために赴き、商業と貿易商人の保護を続けていただけるよう要請を行うことを決議した。」<sup>①</sup>これに対する返答は、翌週の二二日に行われた會議の議事録において、次のように記されている。「ブリュノー氏とビラト氏は、喜んで將軍閣下に謝辞を述べたことを伝え、続いて、継続を要請した商業の保護について喜んで賛成していただいたことについて述べた。」<sup>②</sup>このように、地方総督の庇護のもとで、會議所は、ビスケー湾で拿捕されたオランダ船の船荷を返還してもらう要求を行つた。つまり、旅券を持つている船舶が拿捕された場合に、仲介業を行う貿易商人が受ける損害を最小限に食い止める努力を地方総督ともに行つていたのである。

以上述べた旅券制度運用から王権が得た収入は次の二つである。第一に、旅券そのものから得られるものである。商業會議所は、旅券を求める際、三〇〇〇リーヴルの保証金 (caution) をオランダ商人に支払わせるよう提案し、了承された。<sup>③</sup>その結果、旅券一件につき、三〇〇〇リーヴル以上の保証金が支払われたのである。<sup>④</sup>表二に示したように、オランダ船に対して発行された旅券は、一七〇四年から一七一一年までの間で、ボルドーだけで一七五〇件に及んだ。したがって、単純に計算して、八年間で五二五万リーヴルが保証金として納められたことになる。さらに、王権は、関税による税収を得た。旅券制度により、オランダ船との取引が活発化した結果、前述したようにボルドーの葡萄酒販売量が増大した。一七〇七年の會議所記録によれば、一七〇五年一月から一七〇六年一月までの貿易差額は、二三六万九〇〇〇リーヴルに達し、四四万三〇〇〇リーヴルの税を得ている。<sup>⑤</sup>一〇月から翌年一月にかけての時期は、葡萄酒の取引がピークに達する時

	1704年	1705年	1706年	1707年	1708年	1709年	1710年	1711年
サン＝マロ	1	3	—	15	20	17	17	—
ボルドー	14	315	517	500	404	227	173	87
ナント	—	62	84	141	142	61	43	13

出典 Huetz de Lemps, "Une naissance dans une conjuncture difficile", p. 14.

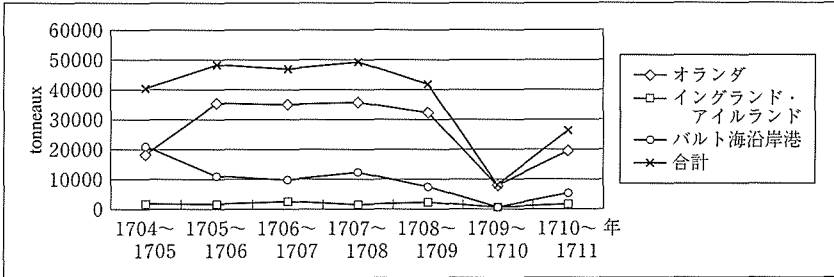


図2 葡萄酒輸出货量と輸出先

出典 Huetz de Lemps, *Géographie du commerce de Bordeaux*, pp. 46-47.

期であり、この貿易差額のほとんどは葡萄酒貿易によって得られたものである。図二を見れば、ボルドーにおいて、一七〇五年から一七〇八年までの葡萄酒輸出货量は非常に安定している。したがって、この期間は、約五〇万リーヴル以上の税収を王国にもたらしていたことが予測できる。

一八世紀初頭におけるボルドーの生命線は北ヨーロッパ諸地域との商業ネットワークと葡萄酒貿易である。商業会議所は、旅券発行手続きを行い、旅券発行を安定させた。旅券が安定して発行され、オランダ船の来航が安定すると、図二のグラフが示すとおり、葡萄酒貿易も安定して行われるようになった。また、旅券発行申請は、オランダ商人の商業ネットワークを介して行われ、ボルドーとオランダのネットワークは、戦時期を通じてむしろ強化された。会議所による旅券制度に関わる活動は、戦時中において、ボルドーの商業活動を維持し、オランダとの商業ネットワークを維持したのである。他方で、旅券制度が安定し、ボルドーでの商業活動が維持された結果、王国の税収は増加した。また、会議所により旅券が管理されたため、港における輸入制限も維持された。会議所の活動は、制度面と経済面の両方で重商主義政策を支えた

のである。

- ① ADG, C4260, pp. 4-5. [財務総監への書簡]
- ② 実際は、旅券を持つていても拿捕されたのであるが、旅券を与えられている船舶を拿捕することは外交問題になったため、商品返却要求などの際には、王権の援助を得ることができた。
- ③ *Ibid.*, pp. 5-6. [「フヌロンへの書簡」]
- ④ *Ibid.*, pp. 4-5. [財務総監への書簡]
- ⑤ ADG, C4251, p. 16.
- ⑥ ADG, C4299, [九月一八日付、フヌロンからの書簡]
- ⑦ *Ibid.*
- ⑧ *Ibid.*
- ⑨ *Ibid.*
- ⑩ 一七〇五年一月から翌年二月までフヌロンがパリを不在にしたため、ダンケルク代表の、ビエクールがポルドー代表を兼ねていた。
- ⑪ ADG, C4251, p. 21.
- ⑫ *Butel, Vire à Bordaux sous l'Ancien Régime*, p. 155.
- ⑬ 一七〇六年の議事録を参照すると、この旅券発行申請に関わった人物として、クロックの他にサンクリック、ダウン、エグモン、パウムガルテン、ドゥニ、ラモットなど、オランダ系以外にもポルドー在住の貿易商人たちがこの旅券申請を仲介していたことがわかる。  
ADG, C4251, pp. 26-56.
- ⑭ *Ibid.*, p. 21.
- ⑮ クロックへの旅券に関する史料からは、海軍特任官から旅券が出されたことが確認できる。また、前にあげた会議所が旅券発行を財務総

- 監に求める史料からは、海事裁判所が旅券発行を行っていたことがわかる (ADG, C4260, pp. 4-5. [財務総監への書簡])。したがって、旅券発行機関は、一つに限定されていたわけではない。しかし、このことは、商業会議所の活動を否定するものではなく、ここでは主に取り扱ったことにはしない。
- ⑯ *Ibid.*, p. 12. [一七〇五年九月二日付、ビエクールへの書簡]
  - ⑰ *Butel, Vire à Bordaux sous l'Ancien Régime*, p. 156. ブュテルによれば、クロックは、スペイン継承戦争中に、北ヨーロッパ貿易を活発に行うと同時、植民地貿易も展開してゐる。
  - ⑱ *Id.*, *Les négociants bordelais*, pp. 328-329.
  - ⑲ ADG, C4260, pp. 5-6. [「フヌロンへの書簡」]
  - ⑳ *Ibid.*, p. 6. [財務総監への書簡]
  - ㉑ ADG, C4251, p. 21.
  - ㉒ *Ibid.*, pp. 21-22.
  - ㉓ *Huetz de Lemps, "Une naissance dans une conjuncture difficile"*, p. 12.
  - ㉔ 例えは、一七〇五年九月二九日に、フィリップ・ヴァンデンブランダンのように仲介され、オランダ船に与えられた旅券には、「三〇〇〇リーヴルが支払われたことが記されている。Huetz de Lemps, *Géographie du commerce de Bordaux*, pp. 68-69. また、「クロックが旅券発行のために九〇〇〇リーヴル支払っていた」と考えられる。積み荷や積載量に応じて保証金の額も変化していたことが予想される。
  - ㉕ *Ibid.*, pp. 70-71.

## 第四章 「抗議の拠点」としての商業会議所

ギユイエンヌ商業会議所の旅券制度を維持する活動は、スペイン継承戦争下におけるポルドー国際商業の維持に貢献し、それを通じて重商主義政策の実行を支えた。他方、旅券をめぐる数々の嘆願活動を通じて会議所の性格、及び会議所が重視する中央とのネットワークも変化していった。以下、旅券に関わる議論を分析し、会議所の性格がどのように変化してきたかを検討する。

一七〇八年、商業会議所評議員は、フランス領植民地向けに艦装された一隻のオランダ船が、ポルドーに到着していることを海軍卿に報告した。<sup>①</sup>この報告は、海軍卿ポンシャルランによって国王になされ、国王はオランダ船の出港を妨げるように命じた。ポルドー商人を介して旅券を受け取り、植民地貿易を展開しようとするオランダ船の行為に対して、会議所評議員たちは徹底して抗議を行った。<sup>②</sup>スペイン継承戦争期を通じて、ポルドーの植民地貿易は戦争前に比べて拡大しており、販路確保のため、オランダ船の介入は避けなければならなかったのである。これは、王権の排他政策と一致しており、一七〇八年までは、オランダ船の植民地貿易参加が正式に認められることはなかった。しかし、一七〇九年、状況に変化が生じた。この年、「大厳冬」の影響で、フランス王国全体の穀物が不足した。穀物不足は、特に植民地において著しく、王権は、この緊急事態に対して、北ヨーロッパから穀物を購入することで対応した。そのため、オランダ船に対して、一時的に植民地貿易に参加する旅券を発行したのである。<sup>③</sup>これに対し、会議所は、明確に反対の意思を表明した。<sup>④</sup>その主張は、最終的に財務総監及び海軍卿によって受け入れられ、オランダ船の植民地貿易参加は再び禁止された。排他政策を維持するよう働きかける事例は、商業会議所の活動が、王権への意見提出というものから明確な抗議に変化したことを示している。また、これらの活動は、会議所評議員だけでなく、植民地貿易に関わる貿易商人が多数参加して行われた。<sup>⑤</sup>つまり、会議所は単なる「議論の場」ではなく、商人たちが王権に抗議を行ううえでの拠点となりつつあったのである。

る。

旅券に関わる活動においても変化が見られる。表二に示したように、ポルドーにおいて、オランダ船への旅券は、葡萄酒が不作であった一七〇九年を除けば、順調に発行されていた。したがって、問題は、植民地貿易への参加を防ぐこととスペインから来る私掠船対策であった。一七一〇年五月二日、会議所は、次のことを議決する。フランス国王によって発行された旅券を携えてポルドーに來航するオランダ船について私掠対象外とする命令を更新するよう、地方長官を通じてスペイン国王に働きかけるといふものである。<sup>⑥</sup>そして、この働きかけの結果、翌週五月三〇日には、地方長官がスペイン国王から私掠停止御令の延期を認める書簡を受け取り、この問題を担当した評議員ラミにより、会議所に報告された。<sup>⑦</sup>継承戦争初期における会議所の私掠船対策は、フェヌロンを通じて商務顧問会議に訴えるか、財務総監に直接嘆願を行うという形式であった。しかし、一七一〇年の事例では、嘆願するというより、地方長官に働きかけることで国家間の交渉に間接的に関与している。旅券制度が安定し、私掠船についてもスペイン王による私掠停止措置によって一定の了解が成立したことで、会議所評議員は交渉の表舞台に出てくることになったのである。また、こうした役割の変化によって、会議所が利用するネットワークも変化する。一七一〇年において、会議所の評議員たちが最も多く会合を持った相手は地方長官である。輸入関税問題や定期市における免税特権、船舶の武装に関する問題など、会議所で扱われる問題は、ほぼ全て地方長官に報告された。<sup>⑧</sup>旅券をめぐる活動の中で、会議所は、地方長官との結びつきを強め、ギユイエンヌ地方を代表する機関となっていたのである。

さて、商業会議所の申請管理により安定して発行された旅券であるが、一七一〇年にフランス国王令により廃止される。この時の会議所による一連の抗議活動から、地方権力による支えを背景にして評議員たちがその発言力を強めていたことを見ることできる。以下、その抗議過程を見ていく。

一七一〇年十一月十九日、国王ルイ一四世は次のような王令を出した。「国王陛下は、次のことを通知した。すなわち、



今日まで、王国諸港に商品を買付けるために来航するオランダ船に旅券を認めていたが、その旅券は、公平で中立的な王国との関係ではなく、（オランダ商人の）特別な利益にしかならなかった。旅券は、国王が拒絶した者に彼の名を貸すことになり、フランスには無益なかたちで機装を行わせ、彼ら（オランダ商人）が（フランス）王国を含む海外地域で行う商業をより容易にかつ自由にしただけである。オランダ商人が旅券から引き出す無限の利益は、今日、彼らが利益を引き出している国家（フランス）に敵対している。したがって、国王陛下は、フランス臣民に有害である旅券を剝奪することが適切だと判断し、将来旅券をオランダ商人に与えることを認めないという決定を下した。<sup>④</sup>

これは、事実上、オランダ船への旅券を廃止することを決定した王令であり、フランス王国の政策が、再び反オランダへと変化したことを示すものであった。この王令に示される旅券がオランダ商人の利益にしかならなかったというこの根拠は確認できない。植民地貿易における排他政策は、一時期を除けば維持されていたし、フランス王国内諸港においても、オランダ船との取引は有益なものであった。王令の意図は、国王が経済的な目的より政治戦略的な目的を優先した結果であると推定できる。<sup>⑤</sup>

ところで、この政策の変化は、ポルドー国際商業に再び危機をもたらした。商業会議所評議員たちは、直ちに主席判事の主催で有力商人集会を開き、一七二〇年二月一日、財務総監へ送る次のような抗議の書簡を作成した。「ポルドーの商人たちは、オランダ船に認められた旅券の廃止をもたらした先の一月一九日王令の中に見いだされる、旅券を伴って来航して帰港しない船舶と旅券廃止の後で王国の港に留まっている船舶を止め、没収するよう命じている条項が実行されることについて抗議いたします。クルソン閣下は、旅券が期限切れになっているか、または期限が切れる前に帰港できないような六〇隻の（オランダの）大型船が積み荷を積んだ状態で留まっていることについて報告書を書きました。国王陛下が（オランダ船が）帰港するまでに必要な期間を認めてくださらないならば、この（オランダの）大型船は、スペイン王令にしたがって、拿捕され、没収されることでしょう。それは、すべての商業に限りない混乱をもたらします。この大型

船に積まれた商品の多くは、まだそれを販売した商人たちに支払いが済んでいない状態なのですから。」<sup>⑫</sup>

一〇月と十一月は、葡萄酒取引が盛んに行われる季節であり、一年の中で最もオランダ船が来航する季節でもある。したがって、一月に旅券使用が禁止されたため、その月に来航したオランダ船は入港できずにガロンヌ川で足止め状態になっていった。その結果、葡萄酒の取引は伸び悩んだ。また、すでに入港したオランダ船は出港できず、ボルドーで購入した葡萄酒をアムステルダムへ持ち帰ることができずにいた。そのため、仲買業を行っている貿易商人は、代金を受け取ることができず、その収入の多くを葡萄酒貿易に頼っていたボルドーの有力商人たちは破産の危機にさらされたのである。

一月王令に対する抗議は、ギユイエンヌ地方長官、ギユイエンヌ地方総督、ボルドー高等法院首席判事によって支持された。また、作成された後は、地方長官に送られ、彼を通じて財務総監に届けられた。<sup>⑬</sup>そして、このボルドー商人からの切実な訴えは財務総監と海軍卿によって認められた。こうして、オランダ船が持つ旅券期限がボルドーの場合に限り、一時的に延期されたのである。<sup>⑭</sup>この決定を受け取った会議所評議員たちは、その晩、特別に会合を開き、スペインに届ける書簡を作成し、地方長官と地方総督に送った。会議所の要請を受けた地方長官は、スペイン国王に新しい旅券を認めてもらうための書簡をスペインのフランス領事館に送った。<sup>⑮</sup>

このように、商業会議所は、旅券発行禁止令に対して地方有力者の権力を背景にして、王権に猶予を認めさせ、同時に、スペイン王に対しても、私掠停止令の継続を認めさせている。この抗議活動で、評議員と王権とを繋ぐネットワークの中心的作用を演じているのは、地方長官である。フェヌロンは、会議所に情報を伝えることはするが、返信は地方長官に送られている。つまり、スペイン継承戦争期における旅券発行活動を通じて、評議員は、地方長官や地方総督とともに、ギユイエンヌ地方全体の利益に関わる活動を行うことで、地方組織としての性格を強めたのである。

もちろん、このことは、フェヌロンの役割が低下したことを示しているわけではない。この旅券発行禁止令への抗議活動に続いて、ボルドーの有力商人たちは、旅券期限の延期だけでなく、オランダ船への旅券発行の再開を求めた請願を展

開したが、これは、フェヌロンを仲立ちにして、一七二一年五月にかけて行われた<sup>⑮</sup>。旅券発行の請願活動が失敗に終わったことを知らせる会議所代理人ラモットの次のような書簡には、まさに地方の利害を代表するフェヌロンの行動に対する海軍卿ポンシャルトランの痛烈な批判が見られる。「私は、フェヌロン殿と共にヴェルサイユから出ました。ポンシャルトラン卿は、フェヌロン殿が（旅券について）尋ねた時、強い口調で、君（フェヌロン）はガスコーニュ人（Gascon）であつてフランス人ではない、ポルドー商人たちは国王の栄光を願っていないと非難しました。」<sup>⑯</sup>フェヌロンは、会議所と商務顧問会議をつなぐ仕事を行い、ポルドー商人を代表する会議所の代訴人という性格を強めていったのである。ポンシャルトランにとって、地方利害を優先するフェヌロンは、まさに「ガスコーニュ人」だったのである。

以上、スペイン継承戦争末期における商業会議所の活動を考察した。会議所は、地方長官や地方総督との間で頻繁に意見交換を行い、地方組織としての性格を強めた。王権の「出先機関」だった会議所が都市の商人社会に浸透したということとは、商人社会に王権の支配が入り込んだことを示している。ポルドー商人に対する王令は、会議所を通じて実行されたのであり、会議所は王権にとって支配の拠点になっていた。したがって、会議所は、重商主義政策を海港都市において実行するうえで王権にとってなくてはならない存在だったのである。しかしながら、王権に対して自らの利害を主張する時、ポルドー商人社会にとって会議所は「抗議の拠点」となっていたことを見逃してはならない。その活動を背景として、中央とのネットワークも商務顧問会議代表者から地方長官に比重が移り、私掠船の問題も財務総監に訴えるのではなく、地方長官を通じて交渉を行い、財務総監には事後報告というかたちに変化した。会議所は、王国経済機構の末端組織であるだけでなく地方経済機構の中核でもあったのである。

① ADG, C4300, p. 76. 一七〇八年八月八日付、海軍卿から地方長官  
への書簡]

② この抗議運動に加わった評議員、セージユ、リバイユ、コマン、ア

キヤルは、植民地貿易を展開する貿易商人である。Huetz de Lemps, *Géographie du commerce de Bordeaux*, pp. 56-57.

③ Malvezin, *Histoire du Commerce de Bordeaux*, Volume III, p. 22.

④ Huetz de Lempis, *Géographie du commerce de Bordeaux*, pp. 58-60.

⑤ *Ibid.*, p. 57.

⑥ 会議所議事録には、次のように書かれている。「フランスの旅券を携えて我が港に来るオランダ船を捕らえないようにというスペイン王陛下の臣民に対する御命令によってなされた「私掠停止」猶予期限が来月末に切れる。したがって、ラミ氏とバンス氏が、地方長官閣下のもとへ赴き、「カトリック王陛下から新しい命令をいただくための文書を依頼することになった。」ADG, C4251, p. 204.

⑦ *Ibid.*, p. 206.

⑧ 一七一〇年の会議所議事録を参照。*Ibid.*, pp. 177-296.

⑨ Huetz de Lempis, "Une naissance dans une conjuncture difficile", p. 18. 本文中の引用史料から再引。

⑩ Schaeper, *op. cit.*, p. 130.

⑪ ギュイエンヌ地方長官ラモワニョン・ド・クルソン。

⑫ Huetz de Lempis, "Une naissance dans une conjuncture difficile", p. 19. 本文中の引用史料から再引。

⑬ ADG, C4251, pp. 252-254.

## おわりに

ギュイエンヌ商業会議所は、一七〇一年に始まるスペイン継承戦争とそれに伴うオランダ船来航禁止政策によるボルドー国際商業の危機という状況下で設置された。そこには、王権の影響力が商人社会、特に商取引の世界に介入してくることを認める代わりに、旅券をオランダ船に発行する政策を速やかに行わせようとする商人たちの戦略があった。ただし、会議所の構成については、ボルドー市にとって「よりふさわしく、より利点がある」ように有力商人集会を開き、議決した。したがって、組織の中身は、ボルドーの有力商人の手に委ねられたのであった。

⑭ *Ibid.*, pp. 255-256. 二月一日の商業会議所議事録には、日付のみでなく「昨夜一〇時に」と、地方長官から書簡が会議所に届いた時刻まで記されており、彼らがこの決定をいかに待ち望んでいたかを伺い知ることができる。また、この延期のおかげで、オランダ船はボルドーから出港できるようになり、積み荷が阿姆斯特ダムへと運ばれた。オランダ船の出港は、一七一一年まで続いている。

⑮ *Ibid.*, p. 256.

⑯ 会議所は、代訴人として有力商人の一人であるラモットを派遣し、フェヌロンの援助を行わせた。しかし、これは、商務顧問会議の國務官僚たちの強い反対にあり、交渉は難航した。また、ギュイエンヌ地方総督は、商人たちへの助言のみでなく、國務会議に出席し、国王の前で旅券廃止がボルドー及びギュイエンヌ地方にもたらす悪影響について訴えた。しかし、これらの請願は、王権側の反オランダ姿勢を変えるまでには至らず、一七一一年をもってオランダ船に特別与えられる旅券の発行は正式に禁止された。Huetz de Lempis, "Une naissance dans une conjuncture difficile", pp. 20.

⑰ *Ibid.*, p. 20. 本文中の引用史料から再引。

こうした議論を経て設置された商業会議所の執行部は、商事裁判所首席判事や裁判官をはじめ、ポルドー市民権を保有する有力な貿易商人たちであった。執行部の中核であった評議員は、代々商事裁判所首席判事及び裁判官経験者から選出されたのであり、事実上、会議所は彼らによる寡頭体制で運営された。評議員に選出された貿易商人は、主にポルドーで発生する様々な商業問題について議論し、その結果を財務総監に伝えると同時に、訴えを起こした商人に助言を与えた。特に、評議員と北ヨーロッパ諸地域との深いつながりを背景としてこれらの地域に関わる国際商業の問題が多く扱われた。会議所は商人たちのネットワークと王国機関が接続する場となったのである。そして財務総監や商務顧問会議代表者を通じた王権との相補関係がこの活動を支えた。その結果、会議所は、ポルドー有力商人の利害と王権の政策とが交錯し、事実上、都市に実施される政策が議論される場となった。

ポルドーで実施される政策について意見を提出し、可能であるならば政策の変更を請願することができる権利を活かし、商業会議所は旅券制度運営に参加した。そして、スペイン継承戦争期を通じて、ポルドーで仲介業を営む商人たちを介し、オランダ船への旅券発行申請の手続きを行い、制度が円滑に運営されることに寄与した。また、旅券を備えたオランダ船が私掠船によって拿捕され、積み荷が奪われた場合、地方総督の援助を受けながら返還請求を行い、旅券制度の信用を守った。旅券制度に支えられ、一七〇五年から一七〇八年にかけてのポルドーは、オランダ船との商取引を活発化させ、戦前の水準まで取引量を回復させた。そして、オランダ及び北ヨーロッパ諸地域との商業ネットワークは維持され、むしろ旅券の仲介を通じて強化された。また、ポルドーにおけるオランダとの取引が維持された結果、王権は、貿易から発生する関税を獲得し、国庫を富ますことができた。スペイン継承戦争期における重商主義政策の実行は、ポルドーにおいては、まさに会議所に参加した商人とそれを取り巻く人々を通して行われたのである。

旅券をめぐる活動を通じて、商業会議所は、地方長官や地方総督との結びつきを強めた。王国経済機構の末端としての会議所はまさに地方経済機構の中核となり、その結果王権の影響力は地方へ深く浸透した。会議所を通じて王権の政策は

実行され、会議所は政策を実行し、商人社会を律する存在となった。したがって、会議所は王権にとって「支配の拠点」であったのである。しかし、それは同時に会議所の発言力を強化することにつながった。植民地貿易における排他性の維持や私掠船問題を通じて、会議所はボルドー商人社会にとって王権への「抗議の拠点」「交渉の拠点」としての性格を持つようになったのである。

本稿は、一八世紀初頭における商業会議所の活動を分析し、王権と商人社会に与えた影響、また、商人たちが集まる場としての会議所の役割の変化を論じた。それは、商人社会と諸権力との結びつき、相補関係に関する問題意識から始まった。様々な機関が結びつき権力を形成する様子、また結びつきの中に存在する権力を暴き出すには、外的要因が変化する中で、それらがどのような変化をするかを論じることが必要である。会議所を一つの中間団体と捉えるだけでなく、そこに集う人々が形成するネットワークが交わる場として捉えれば、そのネットワークの変化を分析することで「特権を与えることでの支配」という絶対王政下での政治過程を動的に捉え、その過程のなかで人々が行ってきた様々な行動の戦略性を描くことができよう。

一八世紀半ば以降、王権の都市や地方に対する政策が変化するにつれ、また、国際商業の発展に伴いガロンヌ河沿岸の内陸諸都市がボルドーに引きつけられるにつれて、会議所が扱う問題も変化し、組織の構成員も変化する。そうした問題と会議所を取り巻く様々な機関との関係とは、どのようにつながっていくのだろうか。④また、会議所と周囲の機関との間だけでなく、構成員どうしの間、あるいは構成員を取り巻く商人社会内部における諸関係はどのように関わるのであろうか。これらの問題については、稿を改めて論じたい。

- ① 一八世紀半ば以降における王権の政策変化については、さしあたり  
次の文献を参照。赤羽裕『アンシャン・レジーム論序説』みすず書房、  
一九七八年。

- ② ボルドー国際商業の発展に伴う内陸商業網の再編については、次の

文献に詳し。Butel, *Les négociants bordelais*. または、同じく Butel,  
*Commerce mondial et économie française aux temps modernes*. (『近代世  
界商業とフランス経済』深沢克己・藤井真理訳、同文館、一九九七  
年。)

- ③ 会議所の構成員については、Butel, “La groirie du commerce au siècle des lumières”, Butel (dir.), *Histoire de la Chambre de commerce et d'industrie de Bordeaux*.
- ④ 中央と地方とをつなぐネットワークについては、Sara E. Chapman, *Private Ambition and political Alliances*, University of Rochester

Press, 2004. ボンシャルトラン一族のパトロニックライアント関係を事例として、地方有力者、商人、金融業者、財務総監をつなぐネットワークについて興味深い分析がなされている。

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

## Aspects of the Landholding System during the Goryeo Dynasty

by

YAGI Takeshi

During the Goryeo Dynasty government officials and soldiers were allocated lands of various sizes from which taxes were collected. These lands were composed of cultivable fields operated by officials and soldiers themselves and those of peasants. Cultivable land was allotted by the central government in principle, but in reality inheritance of land from father to son, i.e., the existence of hereditary estates, was recognized, and right of private property was in fact established. Thus taxes on the tillable lands of the hereditary estates of government officials and soldiers were also understood as hereditary. Government officials and soldiers who inherited cultivable lands under the 'umbrella' of the right to collect taxes were able to accumulate wealth and stabilize their economic base far more easily than other householders. Influential officials amassed cultivable lands through reclamation and plundering, and harbored poor and itinerant peasants on the land, thus forming what might be termed manors. The development of these manors was ostensibly inconsistent with the principle of state ownership of the land, but such development could not be thwarted by the "rank-land law" reformation in the last stage of the Goryeo Dynasty.

## L'Activité de la Chambre de Commerce de Guyenne et l'Économie Politique de la Royauté au début du XVIIIe siècle

par

KIMIDUKA Hiroyasu

Le Conseil d'État a décidé la création de la Chambre de Commerce de Guyenne en 1701. Son objet fut la consolidation de la structure des institutions économiques royales. Les négociants bordelais se sont rassemblés dans une salle de la bourse et ils ont décidé d'accepter l'arrêt du conseil en 1704. Cette Chambre de Commerce fut administrée par les négociants et bourgeois de Bordeaux depuis 1705. Et elle



trahit des problèmes du commerce international sous la guerre de la succession d'Espagne.

Nous décidons d'étudier deux points suivants. Le premier est la conséquence que l'activité de cette Chambre eut sur le commerce international sous cette guerre. Particulièrement, nous remarquons son activité du système des passeports pour des vaisseaux hollandais que le Roi interdit d'entrer les ports royaux. Le deuxième est le fonction de cette Chambre dans le rapport de le gouvernement royal avec la société commerciale de Bordeaux.

Sous cette guerre, le commerce de Bordeaux tomba dans une situation très critique, mais à cause du système des passeports, on put négocier avec les vaisseaux hollandais, et vanta les vins et l'eau de vie. Cette Chambre de Commerce le garda et le stabilisa, en utilisant le droit de présenter son avis au Contrôleur Général. Elle protégea le profit de Bordeaux dans cette situation difficile.

D'un côté, cette Chambre de Commerce fut "une base du gouvernement" pour le royaume. Elle transmettait la situation du commerce au Contrôleur Général, particulièrement l'Exclusif des colonies françaises. Mais d'un autre côté, elle fut "une base de la contestation contre le gouvernement royal" pour les négociants bordelais. Quand ils réclamèrent ou contestèrent les politiques de faire obstacle au commerce de Bordeaux, elle devint toujours son centre, et négocia avec l'Intendant ou le Contrôleur Général.

Reconstituer l'histoire de l'activité de la Chambre de Commerce de Guyenne est le premier pas qui nous permettra de mieux comprendre la relation entre les négociants et le pouvoir royal en France au Temps moderne.

Regional Rites to "Console the Spirits of the War Dead" in Modern Japan:  
A Comparison and Consideration of *Shôkônsai* and Funeral Ceremonies  
for the War Dead

by

SHIRAKAWA Tetsuo

Studies of "consolation of the spirits of the war dead" have progressed rapidly in recent years, but changes over time and relationships among various cases have not been systematically analyzed to a sufficient extent. This study focuses on the actual condition of regional rites to console the spirits, *shôkônsai*, and funeral cere-